

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千五百一万六千七百七十四円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/00001363/c4c6/>
令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

MFTJPN10 特定目的会社
取締役 北崎 桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千七百七十二万七千六百九十八円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/000014072nm7/>
令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

MFTJPN11 特定目的会社
取締役 北崎 桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千三百三十九万三千八百三十八円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/00001357j83x/>
令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

MFTJPN 特定目的会社
取締役 栗田 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千六百五十五万二千二百八十七円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/000013514c19/>
令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

MFTJPN3 特定目的会社
取締役 北崎 桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千三十七万八千七百三十七円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/0000147958qk/>
令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

MFTJPN5 特定目的会社
取締役 吉岡 淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千八百十九万四千三百五十円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/00001486bz43/>
令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

MFTJPN6 特定目的会社
取締役 吉岡 淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千三百三十一万四千二百九十八円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

MFTJPN7 特定目的会社
取締役 吉岡 淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九条に基づき優先資本金の額を金七千万円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/00001309/h64/>
令和八年五月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇
一号

CDLHT Hanei 特定目的会社
取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千六百四十万円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年五月十一日
掲載頁 九十頁（号外第一〇四号）
令和八年五月二十二日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
Grand House 特定目的会社
取締役 鄭 武壽

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十二日
茨城県日立市城南町一丁目五番一号
ロジスティード東日本株式会社
確定給付企業年金清算人 吉成 和則

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十二日
鳥取県鳥取市東町三丁目三〇七番地
社会医療法人明和会医療福祉センター
確定給付企業年金清算人 谷浦 陽二

訂正公告

令和八年四月二十二日（号外第九十四号）（第一回）、令和八年四月二十三日（号外第九十五号）（第二回）、令和八年四月二十四日（号外第九十七号）（第三回）掲載の農事組合法人中央養鶏愛川農場に係る解散公告中、「令和八年三月三十日開催の臨時組合総会の決議により」とあるは「令和八年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により」の誤りにつき訂正します。
令和八年五月二十二日
神奈川県愛甲郡愛川町三増一〇〇〇番地
農事組合法人中央養鶏愛川農場
清算人 彦坂 順

訂正公告

令和八年五月十五日（号外第一〇八号）八十二頁掲載の準備金の額の減少公告中、「株式会社マルタ二住宅開発」とあるは「株式会社マルタ二宅地開発」の誤りにつき訂正いたします。
令和八年五月二十二日

正誤

抜店

令和七年十二月二十三日国土交通省告示第千八十四号（技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示）
（原稿誤り）

目次及び本文において、国土交通省告示第千八十四号は国土交通省告示第千八十三号とし、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。
令和七年十二月二十三日国土交通省告示第千八十三号（特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件）
（原稿誤り）

目次及び本文において、国土交通省告示第千八十三号は国土交通省告示第千八十四号とする。